

令和元年十一月二十五日付け広島県報（定期）第九十二号に登載の広島県告示第九百四号（河川区域内に放置されていた工作物の除去及び保管の公示）の一部を次のように訂正する。

土木建築局道路河川管理課長

ページ	行	誤	正
一	後ろから一	電話（〇八二四）七二一一〇 一七	電話（〇八二四）七二一一二 〇七